

吸収合併に係る事後開示書面

(会社法第 801 条第 1 項及び会社法施行規則第 200 条に基づく開示事項)

2025 年 4 月 1 日

株式会社サトー

2025年4月1日

吸収合併に係る事後開示書面

(会社法第801条第1項及び会社法施行規則第200条に基づく開示事項)

東京都港区芝浦三丁目1番1号
株式会社サトー
代表取締役 社長執行役員 グループ CEO
小沼 宏行

サトーホールディングス株式会社（以下『存続会社』という。）及び株式会社サトー（以下『消滅会社』という。）は、2024年4月9日付で締結した吸収合併契約に基づき、2025年4月1日を効力発生日として、吸収合併（以下『本合併』という。）を行いました。

また、2025年4月1日付けで、本合併後の存続会社は商号を「株式会社サトー」に変更致しました。

本合併に関する会社法第801条第1項及び会社法施行規則第200条に基づく開示事項は、以下のとおりです。

記

- 本合併が効力を生じた日
2025年4月1日
- 消滅会社における次に掲げる事項
 - 株主の差止請求手続の経過
消滅会社は、存続会社の完全子会社であったため、該当事項はありません。
 - 反対株主の株式買取請求手続の経過
消滅会社は、存続会社の完全子会社であったため、該当事項はありません。
 - 新株予約権買取請求手続の経過
消滅会社は、新株予約権を発行していないため、該当事項はありません。
 - 債権者の異議手続の経過
消滅会社は、会社法第789条の規定に従い、2024年5月27日付けの官報及び日刊工業新聞により、債権者に対して本合併に対する異議申述の公告を行いました。が、申述期限までに異議を申し出た債権者はありませんでした。

3. 存続会社における次に掲げる事項

(1) 株主の差止請求手続の経過

存続会社においては、本合併は会社法第 796 条第 2 項の規定に基づく簡易合併であるため、該当事項はありません。

(2) 反対株主の株式買取請求手続の経過

存続会社においては、本合併は会社法第 796 条第 2 項の規定に基づく簡易合併であるため、該当事項はありません。

(3) 債権者の異議手続の経過

存続会社は、会社法第 799 条の規定に従い、2024 年 5 月 27 日付けの官報及び電子公告により、債権者に対して本合併に対する異議申述の公告を行いました。申述期限までに異議を申し出た債権者はありませんでした。

4. 本合併により存続会社が消滅会社から承継した重要な権利義務に関する事項

存続会社は、本合併の効力発生日である 2025 年 4 月 1 日をもって、本合併契約の定めに従い、消滅会社の資産、負債その他の権利義務の一切を承継いたしました。

5. 本合併により消滅会社が備え置いた書面に記載された事項（本合併契約の内容を除く。）別紙のとおりです。

6. 本合併に係る変更の登記をした日

本合併の効力発生日である 2025 年 4 月 1 日から 2 週間以内に行う予定です。

7. 上記のほか本合併に関する重要な事項

存続会社は、会社法第 796 条第 2 項の規定に基づき、本合併契約について同法第 795 条第 1 項に定める株主総会の決議による承認を得ずに、本合併を行いました。なお、同法第 796 条第 3 項の規定に基づき、本合併に反対する旨を通知した存続会社の株主はいませんでした。

別紙

吸収合併に係る事前開示書面（変更）

（会社法第 794 条第 1 項及び第 782 条第 1 項に基づく開示事項）

2025 年 1 月 14 日

サトーホールディングス株式会社

株式会社サトー

2025年1月14日

吸収合併に係る事前開示書面（変更）

（存続会社：会社法第794条第1項及び会社法施行規則第191条に基づく開示事項）

（消滅会社：会社法第782条第1項及び会社法施行規則第182条に基づく開示事項）

東京都港区芝浦三丁目1番1号
サトーホールディングス株式会社
代表取締役 社長執行役員 グループ CEO
小沼 宏行

東京都港区芝浦三丁目1番1号
株式会社サトー
代表取締役社長
笹原 美徳

サトーホールディングス株式会社（以下『存続会社』という。）及び株式会社サトー（以下『消滅会社』という。）は、2024年4月9日付で締結した吸収合併契約に基づき、2025年4月1日を効力発生日として、吸収合併（以下『本合併』という。）を行うことと致しました。また、2024年10月1日付けで、本合併契約に関する変更覚書を締結致しました。

記

1. 本合併契約の内容

本合併契約:

2024年5月14日付け存続会社開示の「吸収合併に係る事前開示書面」（以下、『事前開示書面』という。）をご参照ください。

本合併契約に関する変更覚書:

別紙1の通りです。

2. 合併対価の相当性に関する事項

「事前開示書面」より変更ございません。（完全親子会社間の合併につき、合併対価の交付は行いません。）

3. 合併対価について参考となるべき事項
前項の通り合併対価の交付は行わないため、該当事項はありません。
4. 消滅会社の新株予約権に関する事項
「事前開示書面」より変更ございません。(該当事項はありません。)
5. 計算書類等に関する事項
 - (1) 存続会社の最終事業年度に係る計算書類
存続会社は、有価証券報告書及び半期報告書を関東財務局に提出しています。最終事業年度に係る計算書類等については、金融商品取引法に基づく有価証券報告書等の開示書類に関する電子開示システム(EDINET)によりご覧いただけます。
(なお、最終事業年度の末日後、重要な財産の処分、重大な債務の負担その他の会社財産の状況に重要な影響を与える事象は生じていません。)
 - (2) 消滅会社の最終事業年度に係る計算書類
「事前開示書面」より変更ございません。(なお、最終事業年度の末日後、重要な財産の処分、重大な債務の負担その他の会社財産の状況に重要な影響を与える事象は生じていません。)
6. 本合併効力発生日以後における存続会社の債務の履行見込みに関する事項
「事前開示書面」より変更ございません。(なお、本合併効力発生日以後における存続会社の資産の額は、負債の額を十分に上回ることが見込まれます。また、本合併後の存続会社の収益状況およびキャッシュ・フローの状況について、存続会社の債務の履行に支障を及ぼすような事態は、現在のところ予測されておられません。よって、本合併効力発生日以後における存続会社の負担すべき債務について履行の見込があると判断致します。)

以上